アニリン～ウラシル　（略）
液体クロマトグラフ用アセトニトリル　アセトニトリル、液体クロマトグラフ用に定める。
液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲル～塩酸チアミン　（略）
塩酸Ｌ－ヒスチジン、定量用　乾燥したものを定量するとき、塩酸Ｌ－ヒスチジン（$C_6H_9N_3O_2$・HCl・H_2O）98.5％以上を含むもの。
塩酸ヒドロキシルアミン～定量用エトキシキン　（略）
定量用塩酸Ｌ－ヒスチジン　塩酸Ｌ－ヒスチジン、定量用の項に定める。
定量用ギ酸ナトリウム～レゾルシン　（略）
⑶～⑼　（略）
８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
⑴～㉟　（略）
㊱　塩酸Ｌ－ヒスチジン
ア　製造用原体
(ｱ)　成分規格
含量　本品は、105℃で３時間乾燥した後、定量するとき、塩酸Ｌ－ヒスチジン一水和物（$C_6H_9N_3O_2$・HCl・H_2O）98.0％以上を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、白色の結晶又は結晶性粉末である。
②　本品の水溶液（１→10）のpHは、3.5～4.5である。
確認試験
①　本品の水溶液（１→1,000）５mLにニンヒドリン溶液（１→1,000）１mLを加え、３分間加熱するとき、その溶液は、紫色を呈する。
②　本品の水溶液（１→10）は、塩化物の定性反応を呈する。
純度試験
①　比旋光度　本品約5.5gを0.01gの桁まで量り、その乾燥物に換算した数値を記録し、６mol/Ｌ塩酸試液に溶かし、50mLとし、必要ならばろ過し、この溶液の旋光度を測定するとき、$[\alpha]_D^{20}$＝＋8.5～＋10.5°でなければならない。
②　アンモニウム塩　アミノ酢酸製造用原体の純度試験③を準用する。この場合において、「0.1g」とあるのは「0.05g」と、「１mL」とあるのは「0.5mL」と読み替えるものとする（0.04％以下）。
③　鉛　本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、２μg/g以下でなければならない。このとき、鉛標準液は、1.0mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、硝酸（１→150）を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。
④　ヒ素　本品1.0g（0.95～1.04g）を分解フラスコに量り、硝酸10mL及び硫酸５mLを加え、静かに加熱する。溶液がなお褐色を呈するときは、放冷した後、硝酸１～２mLを追加して加熱し、溶液が無色～微黄色になるまでこの操作を繰り返す。放冷した後、過塩素酸0.5mLを加え、白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、飽和シュウ酸アンモニウム溶液15mLを加え、再び白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、水を加えて約10mLとし、これを試料溶液として装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行う。このとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg/g以下）。

アニリン～ウラシル　（略）
（新設）
液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲル～塩酸チアミン　（略）
（新設）

塩酸ヒドロキシルアミン～定量用エトキシキン　（略）
（新設）
定量用ギ酸ナトリウム～レゾルシン　（略）
⑶～⑼　（略）
８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準
⑴～㉟　（略）
（新設）